

CZ
1113
73-06

大阪府公報集誌

明治十九年一月

031200-000-3

CZ-1113-73-06

大阪府公報集誌 明治19年1月

中村清七

M19

BBD-0165



明治十九年二月四日内務省附付

示第壹號

兵庫縣攝津國八

地所建物賃入

但明治十六年

雜務亂更正

戸長役場へ

兵庫縣美濃國惠那郡大井村外四ヶ村戸長役場備置

一同上

但東野村に係る明治十七年九月三十日以前の分錯雜
更正に付關係のものは本年二月廿八日限該戸長役場

へ申出べし

島根縣出雲國橋縫郡鹽津浦唯浦戸長役場備置

113
73-06

一 地所質入書入并建物船舶賣買讓渡（建物は名前換の船舶手続を
なさいるもの船舶手続を
未鑑札書換及書入質公證簿

但明治十三年一月一日より同十六年十二月末日迄の分
一 土地賣買讓渡公證簿（地券書換
未済の分

但明治十三年十二月十五日より同十六年十二月末日
までの分

右孰れも錯雜更正に付關係のものは本年三月末日迄に
該戸長役場へ申出べし

山口縣周防國都濃郡長穗村勘地村戸長役場備置
一 地所建物賣買讓與質入書入公證割印簿

但明治六年以降同十六年十二月三十一日迄の分紛亂
錯雜更正に付關係のものは本年一月三十一日限該戸

長役場へ申出べし

和歌山縣紀伊國伊都郡大野村外七ヶ村戸長役場備置

一 土地建物質入書入公證割印簿

但田原村嵯峨谷村下中村竹尾村に係る明治十二年四

月以前の分更正に付關係のものは本年二月

限該戸長役場へ申出べし

前記と通に付日限中何等申出さるものは一切關係なきも

のとし他へ公證為取扱候旨兵庫縣外四縣外通牒有之候

關係のものは各期日以前申出べし

右告示候事

明治十九年一月八日 大坂府知事建野郷三

●示第二號

明治十七年(十一月)當府示第二百五十七號告示陸軍醫部
講登生及學志願者出願期日本年一月卅一日迄延期せらる
右告示係事 其告示日迄前申出ル

○明治十七年(一月)大坂府知事建野郷三

●甲第壹號 其告示日迄前申出ル

當府右達告示及告示及(一)達書は自今左の新聞紙に登載する
を以て公式と定む但該新聞紙は特に大坂府録事の一欄
を置く(一)新聞紙は建野郷三
一土内(一)外(一)新報(一)大坂府知事建野郷三

右布達候事 大坂府知事建野郷三
明治十九年一月四日

●甲第貳號

明治十七年(六月)甲第五拾壹號布達自今廢止す

右布達候事

明治十九年一月四日 大坂府知事建野郷三

●甲第三號

官有の川敷溝敷寄洲川沿地等は自今拂下又は貸下を爲さ
る從前既に貸下たるものは當期を限り返地すべし

但物揚場等公益に使用するもの及熟田畑は貸下ぐる
ことあるべしと雖も治水に妨害ある構造を爲し又は
樹竹を栽培することを得ざる儀と心得べし

右布達候事

明治十九年一月七日 大坂府知事建野郷三

●甲第四號

明治十九年度區部備荒儲蓄規則十九年度通常會の議決を
經内務大藏兩大臣の認可を得て別紙の通相定め本年四月
一日より施行す

右區部へ布達候事

明治十九年一月九日

大坂府知事建野郷三

明治十九年度區部備荒儲蓄規則

第一條 備荒儲蓄金は配付金と公儲金とを合して大阪府
區部備荒儲蓄金と稱す

第二條 公儲金は地租と戸數とに賦課す其乘率左の如し

地租一圓に付金壹錢貳厘

戸數壹戸に付金壹錢四厘

第三條 公儲金不納又は免除等の爲め配付金に對し不足
を生ぜるときは翌年度に於て之を補充す

第四條 公儲金は十九年四月一日より同月三十日まで
戸長役場に納むべし

第五條 公儲金徴収期限前此規則に據り給與を受けたる
ものは本年度の公儲金を免除す

但已に徴收したるものは返付せむ

第六條 本年度儲蓄金總額の内凡そ十分の一分は現金を
以て備置き一分は米穀を購入し八分は公債証書に交換す
第七條 米、穀は糶を以て儲蓄し腐蝕第損害の兆有るとき
は新穀と交換す

但糶闕乏等の場合に於ては玄米を以て儲蓄するとあ

るべし

第八條 米穀は軍内便宜の地に貯積し公債証書は府廳に
儲蓄す現金は府廳に備置き諸給與其他儲蓄に關する一
切の費用に充つべし

第九條 儲蓄米穀は凶年飢歲又は一時米穀欠乏の際罹災
者の食料種穀料として給與に充るものとす

第十條 諸給與其他費用の多寡に因り現金に剩餘ありと
認むるときは公債証書に交換し若し不足するときは公
債証書に賣却す

第十一條 食料は非常の凶荒不慮の災害に罹り自ら生存
する能はざるものに限り日數卅日以内男一人一日白米
五合(七十年以上十五年未滿の者は女の割合による)女一

八 一日白米四合の割合を以て白米時價に換へ之を給す
第十二條 小屋掛料は罹災の爲め家屋を亡失し自ら小屋
掛を營む能はざるものに限り一戸金拾圓以内を給す
第十三條 農具料種穀料は罹災の爲め農具又は種穀を亡
失し自ら之を弁せざる能はざるものに限り一戸各金拾圓
以内を給す

第十四條 罹災の爲め目下凍餒に迫るものあるときは第
十一條の制限に従ひ日數十日以内焚出米を給し又は第
十二條の制限内に於て小屋掛を設け一時の急を救ふと
あるべし

但焚出に要する諸費は實費を支辨す
第十五條 第十四條の焚出を給與したるもの尙ほ飢渴を

免れざるるときは第十一條制限の内焚出給與に係る日數を扣除し残る日數の食料を給するとあるべし

第十六條 罹災の爲め土地家屋を賣却するにあられれば地租を納むる能はざる者に限り其地租を補助及貸與す但貸與金は無利息五ヶ年以内の年賦を以て返納せしむるものとす

第十七條 第十六條の地租貸與を受けたるもの重て地租の補助貸與を受けたるとき舊貸與金は三ヶ年以内の延納を與へ又は其全部若くは幾分を棄捐するとあるべし但重て地租の補助及貸與を受けたる者にあらざると雖も事實貧困にして返納に堪へざる者は審査の上其全部若くは幾分を三ヶ年以内返納を與ふるとあるべし

第十八條 此規則に據り給與を請けんとするものは罹災の狀況等を詳悉し戸長を経て區長に申出べし

第十九條 儲蓄金の出納は地方稅收出精算の手續に準じ通常區部會に報告すべし

● 甲第五號

明治十九年度郡部備荒儲蓄規則十九年度通常會の議決を經内務大藏兩大臣の認可を得て別紙の通相定め本年四月一日より施行す

右郡部へ布達候事

明治十九年一月九日

大坂府知事建野郷三

明治十九年度郡部備荒儲蓄規則

第一條 備荒儲蓄金は配付金と公儲金とを合して大阪府

郡部備荒儲蓄金とす

第二條 公儲金は地租に賦課す其乘率左の如し

地租一圓に付金二錢三厘

第三條 公儲金不納又は免除等の爲め配付金に對し不足を生ぜるときは翌年度に於て之を補充す

第四條 公儲金は十九年四月一日より同月三十日迄に戸長役場に納むべし

第五條 公儲金徵收期限前此規則により給與を受けたるものは本年度の儲蓄金を免除す

但已に徵收したるものは返付せむ

第六條 本年度儲蓄金總額の内凡そ十分の〇五厘は現金を以て備置き五厘は米穀を購入し九分は公債証書に交

換す

第七條 米穀は粃を以て儲蓄し腐蝕等損害の兆有るときは新穀と交換す

但粃缺乏等の場合に於ては玄米を以て儲蓄するにあらむべし

第八條 米穀は各國の人口に割當て大和國に二ヶ所攝河泉各一ヶ所づゝ、便宜の地に貯積し公債証書は府廳に儲蓄す現金は府廳及郡區役所に備置き諸給與其他儲蓄に關する一切の費用に充つべし

第九條 儲蓄米穀は凶年飢饉又は一時米穀缺乏の際罹災者の食料種穀料として給與に充るものとす

第十條 諸給與其他費用の多寡により現金に剩餘ありと

認むるときは公債証書に交換し若し不足するときは公債証書を賣却す

第十一條 食料は非常の凶荒不慮の災害に罹り自ら生存する能はざるものに限り日數三十日以内男一人一日立米五合七十年以上十五年未満のものは女の割合による女一人一日立米四合の割合を以て該地下米時價に換へ之を給す

但時宜により現米を給するとあるべし

第十二條 小家掛料の罹災の爲め家屋を亡失し自ら小家掛を營む能はざるものに限り自家住居の者の一戸金十圓以内借家住居の者の一戸金七圓以内を給す

第十三條 農具料種穀料の罹災の爲め農具又の種穀を亡

失し自ら之を弁せざる者に限り一戸各金十圓以内を給す

第十四條 罹災の爲め目下凍餓に迫る者あるとき第十條の制限に従ひ日數十日以内焚出を給與し又の第十二條の制限内に於て小家掛を設け一時の急を救ふとあるべし

但焚出に要する諸費の實費を支弁す

第十五條 第十四條の焚出を給與したるもの尙ほ飢渴を免れざる時第十條の制限の内焚出給與に係る日數を扣除し残る日數の食料を給するとあるべし

第十六條 罹災の爲め土地家屋を賣却するにあらざれば地租を納むる能はざる者に限り其地租を補助及貸與す

但貸與金の無利息五ヶ年以内の年分を以て還納せしむるものとす

第十七條 第十六條の地租貸與を受けたるもの其返納期限内中重て地租の補助貸與を受けたる時の舊貸與金の三ヶ年以内の延納を與へ又其全部若くは幾分を棄損するとあるべし

但重て地租の補助貸與を受けたるものに非ざれば雖も事實貧困にして返納に堪へざる者の審査の上其全部若くは幾分を三ヶ年以内延納を與ふるとあるべし
第十八條 此規則により給與を受けんとするもの罹災の状況を詳具し戸長を経て郡區長に申出べし
第十九條 儲蓄金の出納の地方稅収出精算の手續に準じ通常郡部會に報告すべし

● 示第五號
今般海軍機關學校生徒撰舉相成候に付志願の者は別紙の順序に據り出願すべし
右告示候事

明治十九年一月九日

大阪府知事建野郷三

(別紙)

一 明治十九年七月該校に於て生徒卅二名を撰舉に付慶應三年七月一日以後明治四年六月三十日以前出生の者に限り志願の者は華士族平民を論せし試験候條其身元引受人は同年七月十日限り左の雛形の通り願書へ志願者の誕辰證書及履歷書相添身元引受人居住地府縣廳(東京府神奈川縣)を経て該校へ差出べし

但身元引受人は東京府下或は神奈川縣下住居の父兄親族又は其他一家を成す者二名を要す尤も其一名は土地家屋を有する者に限る

願書式

用紙美濃紙二ツ折

正副

海軍機關學校生徒入學願

何府縣華士族平民
戸主或は何某男又は兄弟伯叔甥附籍

姓 名

右之者海軍出身志願に付今般海軍機關學校生徒として入學修業爲致
度候間御檢査之上御採用相成候様其筋へ御申立被下度依て誕辰證書
并履歷書相添此段奉願候也

年 號 月 日

何府縣華士族平民

何府縣何郡區何町村何番地住或は寄留

身元引受人 姓 名 印

同 同 姓 名 印

東京府知事 同 姓 名 印

神奈川縣令 同 姓 名 印

折返
し裏

前文願之趣相違無之候條御試驗之上御採用有之度候也

年 號 月 日

東京府知事 姓 名 印
神奈川縣令 姓 名 印

海軍機關學校長官姓名殿

誕辰證書式

用紙美濃紙

二ツ折

誕辰書

何府縣華士族平民

姓 名 印

一出生地名並年號月日
右之通相違無之候也

年 號 月 日

身元引受人 姓 名 印

前書保證候也

何府縣何郡區何町村

年 號 月 日

本籍の區戸長に
長に限る 區戸長 姓 名 印

履歷書式

用紙美濃紙

二ツ折

履歷書

何府縣華士族平民

姓 名 印

生長之地名及び教育を受けたる學科年月校塾師名其他技藝職業及び
賞罰等あるときは詳細記載すべし
右之通相違無之候也

年 號 月 日

身元引受人 姓 名 印

一 同年七月志願の者を東京に於て身体検査學科畧試験を
なし適合の者は更に本校に於て學科試験をなし其及第
中優等の者より所要の人員を撰抜して入校せしむ而し
て入校の日より衣食並授業用諸具等悉皆官費を以て給
與す

一 入校を許すときは身元引受人より引受證書並族籍證書
を出さしめ本人へは誓約書を爲さしむ

但し書式は此に畧す

第一 身体の検査

但し不合格の者は學術試験をなさず

第二 學術試験科目左の如し

但し畧試験は概畧左の科目の平易なるものを試験す

和漢學 國史類 講義 譯文 作文(論策)

尺牘(通俗文)

英學 英文書取 文法 地理 和文英譯

英文和譯 物理學 講義

數學 算術 代數

四術より二次方程式まで宥氏の幾何第一卷

●示第六號

今般海軍兵學校生徒召募相成候に付志願の者は別紙の順
序に據り出願すべし
右告示候事

明治十九年一月九日

阪府知事建野郷三

裏し折返

海軍兵學校生徒入學願
 何府縣華士族平民戸主
 或は何某男又何々
 姓 名
 右之者海軍出身志願に付今
 般海軍兵學校へ生徒として
 入學修業爲仕度候間御檢査
 の上御採用相成候様其筋へ
 御申立被下度仍て誕辰證書
 并に履歷書相添此段奉願候
 也
 年號月日
 何府縣華士族平民
 東京何郡區何町村何番
 地住或は寄留
 身元引受人 姓 名 印
 同
 東京府知事姓名殿

前文願之趣相違無之候條御
 試驗之上御採用有之度候也
 年號月日
 東京府知事姓名印
 海軍兵學校長
 官姓名殿

一 志願者身体檢査學科試驗合格の者より撰びて入校を
 許し入校の日より衣食并に稽古用諸具等悉皆官費を
 以て給與す

誕辰證書
 何府縣華士族平民
 姓名 印
 一 出生地名并年月日
 右之通相違無之候也
 年號月日
 身元引受人
 姓名 印
 全
 前書保證候也
 年號月日
 何府縣何郡區何
 町村
 本籍の區戸長
 姓名 印
 に限る

履歷書
 何府縣華士族平民
 姓名 印
 生長の地名及び教育
 を受けたる學科年月日
 校塾師名其他技藝職
 業及賞罰等あるとき
 は詳細記すべし
 右之通相違無之候也
 年號月日
 身元引受人
 姓名 印
 同 姓名 印

履歷書式用紙美濃紙
 二つ折

(別紙)

一 明治十九年六月該校生徒五拾五名召募に付慶應二年七
 月一日以後明治三年六月卅日以前出生にて志願の者は
 華士族平民を論せど全年五月二十日限り左の雛形の通
 り願書へ誕辰証書并に履歷書相添東京府を経て該校へ
 差出すべし
 但し東京府下に住居の父兄親族或は其他一家を成す
 者二名身元引受人に立つべし尤其一名は地所家屋を
 所有する者に限る

願書式 用紙美濃紙 二つ折正副 二つ折
 誕辰證書式用紙美濃紙 二つ折

一右入校を許すときは身元引受人より引受證書并に族籍證書を出さしめ本人よりは誓書を出さしむ

但し證書式は此に畧す

一第一身体の検査

但し不合格の者は學科試験をなさむ

一第二試験の科目左の如し

○漢文 史類 句讀訓點 作文 尺牘遊記論文

○數學 算術 代數 四術より多元二次方程式迄、

其他開法、自乘法、指數法、不盡根數、比、比例に至る

○英文 文法 和文英譯 英文和譯 書取 會話

●示第七號

今般陸軍士官學校士官生徒百九十名(官費百七十名自費二

十名)全幼年生徒五十名召募相成候條志願の者は別冊検査格例及志願者心得等に據り來る二月廿五日限り願書三通當廳へ差出すべし

右告示候事

明治十九年一月九日

大阪府知事建野郷三

士官生徒入學検査格例

第一條 検査を分て三則とす

第一則 年齢 第二則 体格 第三則 學科

第二條 第一則年齢滿十八年以上にして陸軍部内は滿二十四年以下華士族平民に在ては滿廿三年以下たるべし 但年齢を算するには明治十九年九月一日を以て期とす

第三條 第二則は身体強壯身長五尺以上の者

第四條 第三則は別表入學試驗科目に従ふ

第五條 右三則の外体操、基本器械、乘馬の検査を請ふ者あらば之を許し若干の點數を與ふ

第六條 検査場に會するに字書は勿論一切の書籍、草案等を携帶するを許さむ但要の筆墨及び圖引具は之を持參するものとす

第七條 検査の順序は幾百人に限らむ志願の者は總て第一第二則合格の上第三則に及ぶ而して第三則及び第五條の検査は各科毎に若干の點數を與へ總點數を比較して總人員の優劣表を作り合格の者は更に再審査を行ふ
第八條 検査科目中其二科に於て點數合格せざるあれば縦令總點數に於て優等なりと雖ども採用せざ

但第五條の検査は本文の限にあらむ

第九條 陸軍部内の志願者にして再審査を経入校を許すべしものに在て褒賞休業免狀を所持すれば之に若干の點數を附與し入校列叙をも進むるものとす

明治十九年士官生徒入學試驗學科々目表

和漢文 講義 正文章軌範白文 作文 叙記論說片假名文
數 學 整數四則、分數、小數、開平、開立比例、利息算法、差分法
代數學 代數四則、分數諸根式、一次方程式解法、不等式、二元及三元方程式解法、二次方程式、級數、對數
平面幾何學 直線、平面角、三角形、平行線、諸種の四邊形、多角形の角和、圓周、弧、内容角、角の測度
地理 天体部 宇宙、太陽經、太陽、惑星、衛星、彗星、恒星、地球

の形狀、地球の運動、地上の虛線、五帶、經緯度、晝夜の長短、四季の變遷(以上大意)

本邦天然部 位置、廣袤、境界、及び著名なる半島、嶋嶼、海灣、海峽、海角、山嶽、河川、池湖

本邦國体部 人口、政治、教法、五畿八道州縣の別及び著名なる市、府、交通路

物理 物質、重力、氣、音、光、電氣、磁氣、等の大意

化學 單体、復体の別、化合則、化學命名法、結晶、酸素、窒素、空氣、水素、水、炭素、硫黃、磷、鹽素、非金屬分類の通性

圖學 直角綫、平行綫、角、三角形、直綫比例、圓綫、圓綫區分、圓周內切正多邊形

畫學 草木、花卉、器具、家屋の類

歴史 建國の体制、神武天皇の即位、日本武尊の東征、神后

の征韓、王仁の來朝、佛法の侵入、天智天皇の治績、桓

武天皇の遷都、天慶の亂、前九年の役、後三年の役、保

元平治の亂、源平の凌轢、興亡、鎌倉幕府創立、北條氏

の執權、承久の亂、蒙古の入寇、元弘建武の事蹟、南北

朝の兩立、應永の役、足利氏の治蹟、應仁の亂、北條早

雲の勃興、上杉武田の對立、織田氏の興亡、小牧の戰、

豐臣秀吉九州の戡定、秀吉の小田原征討、朝鮮の役、

秀吉の薨去、關原の戰、大阪冬夏の兩役、徳川の治蹟、

王政復古

外國語學 佛、獨、清、英の内

讀方、翻譯、會話の内

(備考)

一講義は一文章を與へ片假名文を以て之が義解を筆答せしむ

一歴史は著名なる事蹟戰役或は人物等に就て問題を與へ之を筆答せしむ

一外國語學は希望者のみ之を檢査す但し相當の點數を與へて總點數に合算す

一中學初等科以上及び之に準むる學校卒業の者にして其證書を有する者は和漢文歴史算學のみを檢査す

士官生徒入學志願者心得

第一條 士官生徒は陸軍士官學校條例第一章第四條に據り陸軍部内及び華士族平民中陸軍出身志願の者を檢査し之を採用す然れども左に記する者は採用するとなし

一妻あるもの

二身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者

三輕罪以上の刑に處せられたる者及び賭博犯の處分を受けし者

第二條 士官生徒は志願兵と爲し入校の日より常備兵籍に編入し陸軍一定の規則を遵奉せしむるを以て其入校の日決して他志なく陸軍に従事するの誓約をなさしむ故に入校の後には自己の情願を以て退校又は歸省するを許さざ然れども病患にて修學に堪へ難き者は軍醫の診斷に依て之を處分す又學術不勉強品行不正等にして成業の目途なき者は詮議の上之を下士となし若くは退學せしめ鎮臺諸隊に送附し定期の服役年限を帶はしむ

第三條 士官生徒は官費生と自費生の二種とす官費生は修學費用及び被服食料等一切官給とし且若干の手當金を給し其自費生は修學費用及び寢具を除くの外被服食料並諸修理等の費用一ヶ月金八圓づゝを計納す年は一切之を上納せしむ

但自費生は在校修學一ヶ年以上にして學術優等の者より順次官費生に遷すものとす

第四條 自費入學の者も固より陸軍出身志願の者たるを以て身分の取扱總て規則に據り處分すると官費生に異なるとなし

第五條 士官生徒修學期限は兵種により同じからる歩兵騎兵科は三ヶ年砲兵工兵科は五ヶ年五ヶ年の内少尉に任じ

生徒少尉とす

但修學期限中疾病又ハ己を得ざる事故に依て豫定の學術を脩得し能はざる者の尙ほ若干の年月を延期するとあるべし

第六條 陸軍部内の志願者の各其所管に出願し各所管長に於て其志願者を取調べ第一號書式の人名書を自費入學のなきときハ定例の考科表を添へ士官學校へ送附す追書を除くハ平民より志願の者の第二號書式に照準し自費入學を願はざる願書履歷書共正副二通中學初等科以上及び之に準する學校の卒業證書を所持する者の該證書寫を添へ本籍又ハ寄留地の府縣廳に差出し各府縣廳に於て取纏め同校へ送附すべし尤も志願者中轉任轉職又

の轉籍等する者ある時の其所管より同校に通牒すべし
 但検査格中第五條の検査を請ふ者あれ其科目を別
 紙に記載し願軍部内の入學志差出すべし
 第七條 在東京陸軍部内並に華士族平民中志願の者の士
 官學校に於て検査をなし其他の各鎮臺營所或の府縣下
 に検査官を派出し検査を行ふ者とす然れども志願者の
 多寡に依り甲地志願者を乙地に集め検査するとあるべし
 但陸軍部内甲地志願者を乙地に集め検査するときは
 旅費口當金三拾錢滞在日當金貳拾八錢を支給すべし
 第八條 検査場開設の地並検査時日等の派出検査官より
 各鎮臺營所等及び府縣廳或の郡區役所へ通達すべし
 第九條 華士族平民より志願の者の必き検査時日に先ち

指示する地の府縣廳又の郡區役所に出頭止宿等詳細届
 け出づべし府縣廳又の郡區役所に於ての右書類取纏め
 置き検査官到着の節送附すべし
 但検査場往復旅費並に滞在費等一切自辨たるべし
 第十條 検査時日に際し志願者中病氣又の事故等に依り
 當日出場を缺く者あるも之が爲め時日を遷延し更に檢
 査場を開くとなし
 但華士族平民よりする者の病氣又の事故により當日
 缺席の者と雖も他の検査場開設の地に至り検査を乞
 ふ者の之を許可すべし
 第十條 志願者検査合格の上の上京を命じ更に再審檢
 査を行ひ優等の者より順次定員丈けを採用し其他の者

の直に復歸せしむべし
 第拾二條 再審検査の爲め上京を命ぜべき者ハ士官學校
 より所管鎮臺營所府縣廳或ハ郡區役所等へ通牒すべし
 然るときハ陸軍部内に在てハ定規の宿泊證書を附與し
 て上京せしむべし華士族平民に在てハ第三號書式の達
 書を府縣廳或ハ郡區役所より本人に附與す該書ハ宿泊
 證書を兼ねぬる者なるを以て旅次の宿泊ハ必き式に依り
 之を記載し着京の上翌日迄に證書の末に止宿所を詳記
 し士官學校へ出頭し之を差出すべし
 但再審検査の爲め上京せし陸軍部内の者滞在申昇級
 せし者ハ各其所管より士官學校へ其旨を通報すべし
 第拾三條 再審検査の爲め上京を命ぜる者陸軍部内に在

てハ給與概則第拾壹章第貳拾壹條に依り旅費日當金四
 拾錢の割を以て支給し同滞日當金ハ金貳拾八錢の割を
 以て凡そ十日分を給し華士族平民に在てハ自費志願者
 を除くの外旅費として一日十里詰金四拾錢十一里未満
ハ金三拾錢
 滞日當金貳拾八錢の割を以て着京の上精算して支給
 すべし若し不採用の者あり其本管へ復歸せしむる時も
 亦同じ其自費志願者にありてハ歸郷旅費のみを給すべ
 し陸軍部内の者の旅費ハ本人歸着の上其所管鎮臺又ハ
 營所等より士官學校に返戻すべし但華士族平民に在て
 若し上京途中發病し自己の不攝生等より生きる者と認
 むる者ハ歸郷の旅費ハ勿論上京の旅費をも給せざるも
 のとす

第拾四條 總て入學を命ぜる者の父兄親族等總て一家を
なす身元體なる者二名内一名の在東京を以て身元引受
人となし第四號の自費生徒の者たるべし
の府縣廳を経て入學の日より三十日以内に士官學校長
へ差出すべし

但引受人事故ありて其引受を辭するか或の死亡し
るときに必き代人を撰み府縣廳の與書を以て届出
第十五條 身元引受人の第四及び第五號入學證書式中に
示す如く生後身上の儀の何事に依らば引受べきものな
るを以て若し生徒修學中諸器具を破損紛失し本人自償
の資力乏しきとき必き身元引受人より完納せしむべし
第一號書式(美濃野紙)

士官學校士官生徒入學志願人名

隊號(所管)

官 姓 名

年 號 月 日

明治十九年九月何年何ヶ月

同

同

合何人

右當臺(局)下士(卒)士官生徒入學志願之處平素行狀方正勤
務勉勵にして士官生徒に適當の者と信認候に付考料表
相添差出候間御檢査の上入學御差許有之度候也
追て本文何某儀の檢査合格の上官費入學難被差許節

ハ自費入學致度旨願出候此段申添候也

年號月日 所管長 官 姓名 印

陸軍士官學校長官姓名殿

△第二號書式 用紙美濃紙以下皆之に同じ

士官學校士官生徒入學願

謀 儀

陸軍出身志願に付此度御校士官生徒入學奉願候間御檢査之上御採用被下度本人身上の儀ハ何事に依らば身元引受人に於一切引受可申依て引受人連署此段奉願候也追て御檢査合格の上官費入學難被差許節ハ自費をて入學仕度此段願添候也

府(縣)何族(平民)職業

戸主にあらざれば離乎弟等

何國何郡(區)何町(村)産

何國何郡(區)何町(村)何番地住(寄留)

名 印

年號月日

明治十九年九月何年何ヶ月

身元引受人

府(縣)何族(平民)

何國何郡(區)何町(村)何番地住(寄留)

年號月日

姓 名 印

陸軍士官學校長官姓名殿

前書之趣調査候處相違無之候也

府(縣)郡(區)長 姓名 印
前書之通相違無之候也

履歷書式 書式に示す外履歷に係る者
あるときハ悉く記載すべし
履歷書

府(縣)何族(平民)職業

戸主にあらざれば誰子弟等

何年種痘(天然痘) 年號月日 姓名 名

- 一 祖父母 何某存亡
- 一 父母 (養父母) 同 同

此他兄弟姉妹等在籍の者の皆之に準じて記載すべし

- 一 何年月日任何官(補何等出仕)(免本官)(出仕)被免(何省(府)(縣)等)
- 一 何年月日何職被申付何職被免(何省(府)(縣)等)
- 一 何年月日より何年月日まで何學校(塾)に入り教師某に就き何學何までを學ぶ
但學科精細の科目又ハ修學せし書名等を記載すべし
- 一 何年月日より何年月日まで何學研究(商業)の爲め何國(外國)をに在留
- 一 何年月日何に依て賞典何々下賜はる

一 何年月日何々の科に依り何罰被申付
右之通相違無之候也

本人 姓名 印

右身元引受人

年號月日

姓名 印

第三號書式

本校士官生徒志願者

府(縣)何族(平民)

何 某

右再審検査候條來る何日迄に上京可致此段相違候也

年號月日

陸軍士官學校

宿泊證

△何月何日何地某方に宿す

△何府(縣)管下何國何郡(區)何町(村)

戸長

何 某 印

△何月何日より何日まで病氣或ハ何々に依り滞在

△右同斷

何 某 印

△何月何日何地乘船何月何日何地上陸

△何船長

何 某 印

第四號書式

用紙美濃紙證券
印紙貼用

士官學校士官生徒入學證書

何 某 印

陸軍出身志願にて此度御校士官生徒入學御許可相成候
に付てハ御規則嚴重に相守誓て陸軍に従事可仕万一學

術不勉強又ハ品行不正等より下士若クハ退學を命せられ候共決て違背不仕御定則の服役年限を相終り可申且本人身上之儀ハ何事に依らセ身元引受人に於て引受可申依て引受人連書證書如此候也

府(縣)何族(平民)職業

戸主にあらざれば離子弟等

何國何郡(區)何町(村)何番地住(寄留)

何國何郡(區)何町(村)何番地住(寄留)

姓名印

年號月日
明治十九年九月何年何月

身元引受人

府(縣)何族(平民)

何國何郡(區)何町(村)何番地住(寄留)

姓名印

同

年號月日

同

陸軍士官學校長官姓名殿

前書之趣調査候處相違無之候也

府(縣)郡(區)長

姓名印

前書之通相違無之候也

府(縣)知事(令)

姓名印

士官學校士官生徒入學證書

某 印

陸軍出身志願に付此度御校士官生徒自費入學御許可相成候に付てハ御規則嚴重に相守誓て陸軍に從事可

仕万一學術不勉強又ハ品行不正等にて下士若クハ退學を命ぜられ候共決て違背不仕御定則の服役年限を和終り可申且入學中の費用ハ御規則之通上納可致若し本人上納難致節ハ引受人より相納可申其他本人身上之儀ハ何事に依らば身元引受人に於て引受可申依て引受人違署證書如此候也

府(縣)何族(平民)職業

戸主にわらざれば諸番頭等

何國何郡(區)何町(村)産

何國何郡(區)何町(村)何番地住(寄留)

姓名印

年號月日
明治十九年九月何年何ヶ月

身元引受人

府(縣)何族(平民)

何國何郡(區)何町(村)何番地住(寄留)

姓名印

同

年號月日

同

陸軍士官學校長官姓名殿

前書之趣調査候處相違無之候也

姓名印

府(縣)郡(區)長

前書之通相違無之候也

姓名印

府(縣)知事(令)

幼年生徒檢査格例

第一條 檢査を分て三則とす

第一則 年齢 第二則 躰格 第三則 學科

第二條 第一則ハ滿十四年以上滿十七年以下たるべし

但し年齢を算するに明治十九年九月一日を以て期
 第三條 第二則は身体強壯身長年齢相應にして丁年迄に
 定規の寸尺に發育すべき見込ある者
 第四條 第三則は別表入學試験科目に従ふ
 第五條 検査場に會するに字書は勿論一切の書籍草案等
 を携帯するを許さる但要用の筆墨及圖引具の之を持參
 する者
 第六條 検査の順序は幾百人に限らる志願の者總て第一
 第二則合格の上第三則に及ぶ而して第三則の検査は各
 科毎に若干の點數を與へ總點數を比較して總人員の優
 劣表を作り合格の者へ更に再審検査を行ふ

但戰死せる陸軍將校並に同等官の孤子の合格する以
 上の順次に拘らる之を採用す

第七條 検査科目中其一科に於て點數合格せざるあれば
 縱令總點數に於て優等なると雖も採用せざ

明治十九年幼年生徒入學試験學科々目表

和漢文 讀書 正文 章軌範 有點文 作文 書牘文

記事文 片假文

數學 命位、整數、四則、分數、小數、開平、開立、比例

地理 本邦天然部 位置、廣袤、境界及び著名なる半島、島

嶼、海灣、海峽、海角、山嶽、河川、池湖

本邦國体部 人口、政治、教法、五畿八道州縣の別、及

著名なる市、府

圖學 直角綫、平行綫、角、三角形、圓綫

書學 器具、花卉、家屋の類

歴史 源平の凌轢興亡、鎌倉幕府の創立、北條の執權、承久

の亂、蒙古の入寇、元弘建武の事蹟、南北朝の兩立、

應永の役、足利氏の治蹟、應仁の亂、北條早雲の勃

興、小牧の戰、豐臣秀吉九州の戡定、上杉武田の對

立、秀吉小田原征討、朝鮮の役、秀吉薨去、關原の戰、

大坂冬夏の兩役、徳川氏の治蹟、王政復古

外國語學

佛、獨、清、英の内 讀方、翻譯
會話の内

(備考)

一 歴史の著名なる事蹟戰役國の人物等に就て問題を
與へ之を筆啓せしむ



明治十九年一月八日 御届

明治十九年一月卅一日出版

大坂府平民

編輯兼出版人 中村清七

發行所 大坂東區道修町貳丁目壹番地

卷之八

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論

論